

補装具業者の登録申請をされる皆様へ

日頃は、本市の障害福祉行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、新規申請をされる事業者におかれましては、下記の書類等を添付していただきますよう、お願いいたします。（既に登録されている事業者が種目を追加申請される場合は、以下の書類とは提出書類が一部異なりますので、別途担当までお問合せください。）

記

添付していただく書類等（□をチェックして必要書類を御確認ください。）

1 販売・修理

(1) 骨格構造義肢・殻構造義肢・装具のいずれかを新規で申請される場合

- 1 補装具業者登録申請書
- 2 事業概要
- 3 調査票（骨格構造義肢・殻構造義肢・装具）
- 法人の登記簿謄本（法人の場合のみ）
- 代表者の住民票抄本（個人の場合のみ）
- 別紙、京都市補装具業者登録基準に示された施設（事務所等）の平面図
- 別紙、京都市補装具業者登録基準に示された技術職員の資格等を証明する書類等の写し
- 別紙、京都市補装具業者登録基準に示された設備の写真
（「京都市補装具業者登録基準」の「機械設備等」の欄に記載されている機械設備全ての写真を、原本で送付いただきますようお願いいたします。）
- 委任状（支店長名での申請など、代表者名以外で申請する場合のみ）
- 補装具・日常生活用具に関する支払口座振込依頼書
- 誓約書（京都市暴力団排除条例関係）

(2) 座位保持椅子・座位保持装置のいずれかを新規で申請される場合

- 1 補装具業者登録申請書
- 2 事業概要
- 4 調査票（座位保持椅子・座位保持装置）
（上記1, 2, 4以外の添付書類は上記 [] 内と同じです。）

(3) 補聴器を新規で申請される場合

- 1 補装具業者登録申請書
- 2 事業概要
- 5 調査票（補聴器）
（上記1, 2, 5以外の添付書類は上記 [] 内と同じです。）

（裏面もあります）

(4) 車椅子・電動車椅子のいずれかを新規で申請される場合

- 1 補装具業者登録申請書
- 2 事業概要
- 6 調査票（車椅子・電動車椅子）

（上記1，2，6以外の添付書類は上記「-----」内と同じです。）

(5) 上記以外の補装具を新規で申請される場合

- 1 補装具業者登録申請書
- 2 事業概要

（上記1，2以外の添付書類は上記「-----」内と同じです。ただし、写真については必ずしも添付を求めません。）

2 貸与

(1) 申請する種目について、既に販売・修理の登録を行っている場合

- 1 補装具業者登録申請書
- 7 調査票（貸与）
- 施設（事務所等）の平面図

(2) 申請する種目について、販売・修理の登録を行っていない場合

- 1 補装具業者登録申請書
- 7 調査票（貸与）
- 申請する種目の販売・修理の登録申請に必要な書類一式（上記参照）

※申請、お問合せ等は以下のところまでお願いいたします。
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 在宅福祉第二担当
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 4 階
TEL 075-222-4161 FAX 075-251-2940